

特別養護老人ホーム コアトレース厨川 利用料金表

〈 サービス利用料金 (介護保険1割負担分内訳) 〉

* 30日換算

	基本料金 1割	日常生活 継続支援 加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算 Ⅱ 口	精神科 医療療養 指導加算	看護体制 加算Ⅰ	個別機 能訓練 加算	1日 合計	科学的介護 推進体制 加算Ⅱ	介護保険 1割負担 合計
要介護1	652円	46円	18円	5円	4円	12円	737円	50円	22,160円
要介護2	720円	46円	18円	5円	4円	12円	805円	50円	24,200円
要介護3	793円	46円	18円	5円	4円	12円	878円	50円	26,390円
要介護4	862円	46円	18円	5円	4円	12円	947円	50円	28,460円
要介護5	929円	46円	18円	5円	4円	12円	1,014円	50円	30,470円

〈 サービス料金 (介護保険以外) 〉 * 世帯収入等により居住費・食費の負担軽減措置が受けられます。詳しくは市町村へお問い合わせください*

	食事負担 (3食合計)	居住費 (1日)	1ヶ月(30日)合計	対象者目安
4段階	1,445円	3,000円	133,350円	本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者がいる方 または 本人が住民税課税となっている方 または 配偶者が住民税課税となっている方
3段階②	1,360円	1,310円	80,100円	世帯員全員及び配偶者が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と非課税年金及び合計所得金額の合計が120万円以上の方
3段階①	650円	1,310円	58,800円	世帯員全員及び配偶者が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以上120万円以下の方
2段階	390円	820円	36,300円	世帯員全員及び配偶者が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下の方
1段階	300円	820円	33,600円	生活保護を受けている方 または 世帯員全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方

〈 1か月当たりの施設利用料金 〉 介護保険改正等により、料金変更時は、新たに説明をさせていただきます

	負担限度額	介護保険 1割負担分	+	介護職員処遇 改善加算 1割負担×8.3%	+	介護職員等特定 処遇改善加算 1割負担×2.7%	+	介護職員等ベース アップ等支援加算 1割負担×1.6%	+	食事・居住費 負担分	=	1ヶ月(30日)合計
要介護1	4段階	22,160円	+	約 1,839円	+	約 598円	+	約 355円	+	133,350円	=	158,302円
	3段階②	22,160円		約 1,839円		約 598円		約 355円		80,100円		105,052円
	3段階①	22,160円		約 1,839円		約 598円		約 355円		58,800円		83,752円
	2段階	22,160円		約 1,839円		約 598円		約 355円		36,300円		61,252円
	1段階	介護保険0円		加算なし0円		加算なし0円		加算なし0円		33,600円		33,600円
要介護2	4段階	24,200円	+	約 2,009円	+	約 653円	+	約 387円	+	133,350円	=	160,599円
	3段階②	24,200円		約 2,009円		約 653円		約 387円		80,100円		107,349円
	3段階①	24,200円		約 2,009円		約 653円		約 387円		58,800円		86,049円
	2段階	24,200円		約 2,009円		約 653円		約 387円		36,300円		63,549円
	1段階	介護保険0円		加算なし0円		加算なし0円		加算なし0円		33,600円		33,600円
要介護3	4段階	26,390円	+	約 2,190円	+	約 713円	+	約 422円	+	133,350円	=	163,065円
	3段階②	26,390円		約 2,190円		約 713円		約 422円		80,100円		109,815円
	3段階①	26,390円		約 2,190円		約 713円		約 422円		58,800円		88,515円
	2段階	26,390円		約 2,190円		約 713円		約 422円		36,300円		66,015円
	1段階	介護保険0円		加算なし0円		加算なし0円		加算なし0円		33,600円		33,600円
要介護4	4段階	28,460円	+	約 2,362円	+	約 768円	+	約 455円	+	133,350円	=	165,396円
	3段階②	28,460円		約 2,362円		約 768円		約 455円		80,100円		112,146円
	3段階①	28,460円		約 2,362円		約 768円		約 455円		58,800円		90,846円
	2段階	28,460円		約 2,362円		約 768円		約 455円		36,300円		68,346円
	1段階	介護保険0円		加算なし0円		加算なし0円		加算なし0円		33,600円		33,600円
要介護5	4段階	30,470円	+	約 2,529円	+	約 823円	+	約 488円	+	133,350円	=	167,659円
	3段階②	30,470円		約 2,529円		約 823円		約 488円		80,100円		114,409円
	3段階①	30,470円		約 2,529円		約 823円		約 488円		58,800円		93,109円
	2段階	30,470円		約 2,529円		約 823円		約 488円		36,300円		70,609円
	1段階	介護保険0円		加算なし0円		加算なし0円		加算なし0円		33,600円		33,600円

※負担限度額1段階(生活保護受給者)につきましては、介護保険1割負担分が「介護券」(公費)によって支払われます。

◆ 各種加算 ◆

名称	算定要件	料金		
		1割	2割	3割
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	○ 介護福祉士の数が、常勤換算方法で入所者6に対して1以上。 ○ 以下の要件いずれか満たしている事。 ・要介護4、5の占める割合が70%以上 ・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の占める割合が65%以上 ・痰吸引等が必要な入所者の占める割合が15%以上	46円	92円	128円
夜勤職員配置加算 Ⅱ 口	○ 夜勤を行う介護職員又は看護職員を基準以上配置した場合。	18円	36円	54円
夜勤職員配置加算 Ⅲ 口	○ 夜勤時間帯を通して、看護職員または介護職員を基準以上配置した場合。	16円	32円	48円
夜勤職員配置加算 Ⅳ 口	○ 夜勤時間帯を通して、看護職員または介護職員を基準以上配置した場合。	21円	42円	63円
栄養マネジメント強化加算	○ 管理栄養士を常勤換算方法で入所者の50(施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70)で除して得た数以上配置すること	11円	22円	33円
栄養ケアマネジメント未実施減算	○ 栄養士または管理栄養士を1名以上配置していない場合。	-14円	-28円	-42円
療養食加算	○ 医師の発行する食事せんに基づいて、各種療養食(糖尿病食等)を提供した場合	6円/回	12円/回	18円/回
精神科医療養指導加算	○ 認知症である入所者が全入所者の1/3以上占め、精神科を担当する医師による療養指導が月2回以上行われている場合。	5円	10円	15円
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	○ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回行った場合 ○ 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術	90円/月	180円/月	270円/月
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	○ 加算(Ⅰ)の要件に加え計画の内容等を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の実施に当たって当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	110円/月	220円/月	330円/月
看護体制加算(Ⅰ)	○ 常勤看護師を1人以上配置	4円	8円	12円
看護体制加算(Ⅱ)	○ 常勤看護師を常勤換算方法で入所者数25またはその端数増すごとに1人配置、かつ、配置すべき看護職員に1を加えた数以上であること。	8円	16円	24円
介護職員処遇改善加算 Ⅰ	○ 利用者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合。 介護保険負担割合 × 8・3% (加算率は介護保険の改正により変更)			
介護職員処遇改善加算 Ⅱ	○ 利用者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合。 介護保険負担割合 × 6・0% (加算率は介護保険の改正により変更)			
介護職員処遇改善加算 Ⅲ	○ 利用者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合。 介護保険負担割合 × 3・3% (加算率は介護保険の改正により変更)			
介護職員等特定処遇改善加算 Ⅰ	○ 現行の介護処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定していること ○ 介護処遇改善加算の職場環境 ○ 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定していること ○ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること ○ 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについてHPへの掲載等を通じた見える化を行っていること	介護保険負担割合 × 2・7%		
介護職員等特定処遇改善加算 Ⅱ	(Ⅰ)算定の場合…(特養)日常生活継続支援加算orサービス提供体制強化加算算定している場合 (Ⅱ)算定の場合…(特養)日常生活継続支援加算orサービス提供体制強化加算算定していない場合	介護保険負担割合 × 2・3%		
★ 介護職員等ベースアップ等支援加算	○ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所(現行の処遇改善加算の対象サービス事業所)。 ○ 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)に使用することを要件とする。 ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ	介護保険負担割合 × 1・6%		
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	○ 入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報(科学的介護推進体制加算(Ⅱ)では、加えて疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出していること。	40円/月	80円/月	120円/月
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	○ 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	50円/月	100円/月	150円/月
初期加算	○ 入所日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入所も同様	30円	60円	90円
看取り介護加算 Ⅰ	○ 看取り介護の体制ができていて、死亡日31日前～45日前に加算	72円	144円	216円
	○ 看取り介護の体制ができていて、死亡日4日前～30日前に加算	144円	288円	432円
	○ 看取り介護の体制ができていて、死亡日の前日・前々日に加算	680円	1360円	2040円
	○ 看取り介護の体制ができていて、死亡日に加算	1280円	2560円	3840円
看取り介護加算 Ⅱ	○ 看取り介護の体制ができていて、死亡日31日前～45日前に加算	72円	144円	216円
	○ 看取り介護の体制ができていて、死亡日4日前～30日前に加算	144円	288円	432円
	○ 看取り介護の体制ができていて、死亡日の前日・前々日に加算	780円	1560円	2340円
	○ 看取り介護の体制ができていて、死亡日に加算	1580円	3160円	4740円
外泊時費用	○ 病院等へ入院した場合及び自宅へ外泊をされた場合(月6日を限度)	246円	492円	738円
外泊時在宅サービス利用費用	○ 外泊時、老人福祉施設より提供される在宅サービスを利用した場合、一月に6日を限度	560円	1120円	1680円
経口移行加算	○ 医師の指示に基づき、食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合に加算	28円	56円	84円
経口維持加算 Ⅰ	○ 月1回以上、多職種が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者等が経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、特別な管理を実施した場合	400円	800円	1200円
経口維持加算 Ⅱ	○ 介護保険施設等が協力歯科医療機関を定めた上で、医師(配置医師を除く)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上が食事の観察及び会議等に加わった場合	100円	200円	300円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	○ 認知症の病状が悪化し在宅での対応が困難であり、医師が緊急入所が必要と判断した加算(入所した日から起算して7日を限度)	200円	400円	600円

退所前・後訪問相談加算	○ 入所者の同意を得て、訪問し連絡調整、情報提供等を行った場合に加算	各460円	各920円	各1380円	
退所時相談援助加算	○ 退所後、入所者の介護状況を示す文書を添えて利用に関する調整を行った場合に加算	400円	800円	1200円	
退所前連携加算	○ 退所後、居宅サービス又は地域密着サービスの利用調整を行った場合に加算	500円	1000円	1500円	
配置医師緊急時対応加算	○ 配置医師が施設の求めに応じ、早朝(6～8時)、夜間(18～22時)または、深夜(22～6時)に施設に訪問し、診療を行い記録した場合	早朝・夜間	650円/回	1300円/回	1950円/回
		深夜	1300円/回	2600円/回	3900円/回
個別機能訓練加算(Ⅰ)	○ 個別機能訓練計画を作成し、それに基づき計画的に機能訓練を実施した場合。	12円	24円	36円	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	○ 個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。	20円/月	40円/月	60円/月	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	○ 訪問、通所リハビリテーションを実施している事業所又は、医療提供施設の医師等が介護 老人福祉施設を訪問しアセスメントを行い、計画を作成、実施した場合	100円/月	200円/月	300円/月	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	○ 訪問、通所リハビリテーションを実施している事業所又は、医療提供施設の医師等が介護 老人福祉施設を訪問しアセスメントを行い、計画を作成、実施した場合	200円/月	400円/月	600円/月	
在宅復帰支援機能加算	○ 入所者の家族との連絡調整、入所者が希望する居宅介護支援事業所に対し、必要な情報の提供・サービス利用の調整	10円	20円	30円	
排せつ支援加算(Ⅰ)	○ 排泄に介護を要する利用者のうち、排泄にかかる要介護状態を軽減できると医師、または、適宜医師と連携した看護師が判断し、利用者も希望する場合	10円/月	20円/月	30円/月	
排せつ支援加算(Ⅱ)	○ 排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用ありから使用なしに改善していること。	15円/月	30円/月	45円/月	
排せつ支援加算(Ⅲ)	○ 排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、かつおむつ使用ありから使用なしに改善していること。	20円/月	40円/月	60円/月	
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	○ 入所者ごとの褥瘡の発生に係るリスクについて、モニタリング指標を用いて評価、関連職種が計画を作成し実施した場合 ※少なくとも3月に1回、褥瘡ケア計画を見直す※	3円/月	6円/月	9円/月	
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	○ 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと。	13円/月	26円/月	39円/月	
安全管理体制未実施減算	○ 運営基準における事故の発生または再発を防止するための措置が講じられていない場合	-5円/日	-10円/日	-15円/日	
安全対策体制加算	○ 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設け、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。* 入所時1回を限度として算定	20円/回	40円/回	60円/回	
身体拘束廃止未実施減算	○ 身体拘束等を行う場合、その態様、時間心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録	-10%/日	-20%/日	-30%/日	
再入所時栄養連携加算	○ 入居者が退居し病院等に入院し、退院した後、再度入居する際、病院等の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合。	200円/回(1人1回)	400円/回(1人1回)	600円/回(1人1回)	
ADL維持等加算(Ⅰ)	④ 利用者(評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。 ⑤ 利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。 ⑥ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。	30円/月	60円/月	90円/月	
		60円/月	120円/月	180円/月	
ADL維持等加算(Ⅱ)	○ ADL維持等加算(Ⅰ)④、⑤の要件を満たすこと。 ○ 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること	60円/月	120円/月	180円/月	
自立支援促進加算	① 医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加する。 ② イの医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた人毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の人が共同して、自立支援の支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施する。 ③ イの医学的評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直す。 ④ イの医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。	300円/月	600円/月	900円/月	

<p>●施設で準備します。必要に応じ受けられるサービス</p> <p>①排泄用品・紙オムツ・尿取りパット・トイレトペーパー・ポータブル消臭剤 ②ポータブルトイレ、普通型車椅子、歩行器 ③電動ベット・お布団一式・シーツ・枕 ④お掃除・お洗濯</p>
<p>●入居者様に負担して頂くサービス</p> <p>〈サービスの概要と利用料金〉</p> <p>① 食事負担……提供する食事の材料費及び調理にかかる費用です。1日3食分の料金となります。 ※経管栄養は1日1445円となります。なお、経管栄養にかかる必要物品(チューブ、ボトル等)は実費となります。 ※外出などによる食事提供のキャンセルは前日17時まで受け付けます。それ以降は料金を頂きます。</p> <p>《食事料金の内訳は次の通りです。》 □朝食…390円 □昼食…545円 □夕食…510円 ※行事食費…月に1～3回の行事食提供日に、食費の加算分を請求させていただきます。(1食300～500円程度) ※施設内居酒屋(毎月第4火曜日)に参加した方には、300円を頂きます。</p> <p>② 居住費……ユニット型個室料、負担限度額認定証2・3段階者について (7日目以降の外泊や入院などでお部屋を使用しない場合は、1日2006円居室料をご負担いただきます。 ※7日目以降、お部屋を使用しない場合、市町村からの居室料の補助助成がありません。</p> <p>③ 理美容サービス…利用料金は外部理容室利用にかかる費用となりますので、調髪内容、理容室によって異なります。</p> <p>④ コピー代……利用料金:1枚あたり 10円</p> <p>⑤ 家族室宿泊料 ……利用料金:1泊あたり1,000円 簡易ベットレンタル料 ……利用料金:1泊あたり 300円</p> <p>※宿泊の際に施設が提供する食事を希望する場合は別途食費負担がかかります。また、宿泊料と共に当施設利用請求とは別に請求させていただきます。 □朝食…390円 □昼食…545円 □夕食…510円</p> <p>⑥ 送迎費利用料金……片道10km以上より1kmにつき50円 ※入居者、ご家族様の希望により発生した場合</p> <p>⑦ レクリエーション、クラブ活動利用料金……活動参加時・必要な材料費は個人負担となります。</p> <p>● その他</p> <p>○ 日用品(歯ブラシ等・箱ティッシュ) ○ 病院への医療費、薬局への薬代 ○ 好みのおやつ、ジャム等</p>